



告井形本人) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

(1) 従前の特任教員への任用

ア(ア) 被告大学の教員のうち, 平成2年度ないし平成16年度に定年退職となった者について, 特任教員に任用された者と, 任用されなかった者の内訳は以下のとおりである(乙30, 31)。

年度	任用された者	任用されなかった者及び理由
平成2年度	2名	0名
平成3年度	1名	0名
平成4年度	1名	0名
平成5年度	0名	0名
平成6年度	1名	0名
平成7年度	1名	1名(不申請)
平成8年度	0名	1名(不明)
平成9年度	0名	1名(申請取下げ)
平成10年度	1名	0名
平成11年度	6名	1名(不申請)
平成12年度	2名	0名
平成13年度	1名	2名(不明, 不申請)
平成14年度	2名	0名
平成15年度	2名	1名(不申請)
平成16年度	1名	2名(里上教授(人間科学部), 推薦委員会推薦取消し(経済学部教授))

(イ) 前記(ア)の平成16年度に任用されなかった者のうち, 経済学部教授(以下「A教授」という。)に関する経緯は以下のとおりである(乙2